

中期目標・中期計画(素案)

中期目標（案）	中期計画（素案）
前文（略）	地方独立行政法人山梨県立病院機構は、山梨県の基幹病院としての使命を十分に認識した上で、中期目標に定められた政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化を図るため、中期計画を策定し、職員一丸となって、その実現に向け全力で取り組んでいく。
第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。	第1 中期計画の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 医療の提供 県立病院として担う政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。 (1)政策医療の提供 救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童青少年期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。 また、がんや難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく医療を提供すること。 ※1 多発外傷 通常、頭部、胸部、腹部、四肢など身体区分に同時に2カ所以上に一定以上の重症な損傷を有し、放置すれば生命に危険が及ぶ外傷	1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。 (1)政策医療の提供 ①県立中央病院 県民生活に欠くことのできない救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療など、県民のニーズを踏まえた質の高い医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図る中で、多発外傷※1をはじめ、循環器疾患や脳神経疾患に対する迅速で効率的な治療を行うなど、救命救急医療の充実を図る。 イ 総合周産期母子医療 妊婦・胎児及び新生児に係る情報のネットワーク化など、地域の分娩医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合周産期母子医療センターとして総合的、専門的な医療を提供する。 ウ がん医療 がん診療連携拠点病院としての機能を拡充するとともに、院内により緊密な連携を確立し、がんの包括的診療体制（センター化）の推進を図る。 (7)外来化学療法及び放射線治療の充実 5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）を中心としたがん診療を充実するため、外来化学療法室を整備するとともに、放射線診療部門を強化する。 (イ)キャンサーボード※2の充実 がん患者の状態に応じた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。 (ウ)緩和医療チームの充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などにより構成する緩和医療チームを整備し、がん患者に対する緩和ケアを充実する。 エ 難病（特定疾患）医療 県立病院の機能を活かして専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。 オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するほか、臨床心理士によるカウンセリングを導入するなど、エイズ治療拠点病院として機能を充実する。 カ 感染症医療 一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。 ②県立北病院 精神科救急・急性期医療などの充実を図るとともに、新たに心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関としての機能を整備する。

中期目標・中期計画(素案)

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>(2) 質の高い医療の提供 専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な、医師・看護師等（以下「医療従事者」という。）の確保を図ることなどにより、先駆的に質の高い医療を提供すること。</p> <p>※3 クリニカルパス 主に入院時に患者さんに手渡される病気を治すうえで必要な治療・検査やケアなどを示した診療スケジュール表。 担当医師の経験や判断によって違う方針がとられるといったことを避け、質の高い医療を追求するため、医師・看護師をはじめとした医療スタッフが連携して作成する。患者にとっては、病気の治療内容とタイムスケジュールが明確に示されることで入院生活の不安を少しでも解消することができ、医療スタッフにとっても、チームとしての医療サービスをスムーズに提供することができる。</p> <p>※4 診断群分類包括評価(DPC) 医療費の定額支払い制度に使われる評価方法。 次のような点が期待される。 ①無駄な医療を削減することができる（患者への利益）。②従来の診療では採算割れの傾向が強かった急性期病院は経営的安定が確保できるほか、患者の属性・病態や診療行為ごとの医療費情報が標準化されるため、経営的・技術的側面から医療の質を評価・比較することができる（医療者への利益）。③医療サービスが標準化する結果、医療費抑制が実現することができる（行政への利益）。</p>	<p>ア 精神科救急・急性期医療 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を中心に、関係機関と連携して医療を提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関を整備し、対象者に対して、一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(2) 質の高い医療の提供 県立病院の有する医療技術や知識、情報や設備など、あらゆる医療資源を活かすとともに、地方独立行政法人の制度の特長である弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保する中で、診療体制の見直しや人材の確保等を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>①高度・専門・総合的な診療体制の充実 外来治療から入院治療に至るまで患者負担の軽減を図りながら、効果的・専門的な医療提供を行うため、県立中央病院の診療科の再編を行い、疾病別メディカルセンター化を図る。 循環器内科及び心臓血管外科を循環器センターとして、消化器内科及び消化器外科を消化器センターとして再編し、各診療科が密接な連携を図る中で、患者の医療ニーズを踏まえ、高度・専門・総合的な医療を提供する。</p> <p>②医療従事者の確保 ア 医師の育成・確保 医療ニーズを踏まえた高度・専門・総合的な医療を提供するため、診療能力が高く資質に優れた医師の育成とともに、迅速・的確な医師の確保に努める。</p> <p>イ 7対1看護体制の導入 患者一人一人の症状に応じた、きめ細かな看護を実施するため、県立中央病院において、入院患者7人に看護師1人を配置する7対1の看護体制を導入する。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ア クリニカルパス※3の推進 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを推進する。</p> <p>イ 診断群分類包括評価（DPC）※4の導入 医療内容の標準化を進めてより適切な医療を提供するため、県立中央病院において、診断群分類包括評価（DPC）を導入する。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供 医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療倫理の確立 患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を充実する。</p> <p>②患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性や医療行為の内容と効果に関する説明や副作用やリスクに対する理解など、患者・家族との信頼・協力関係を構築した上で、最適な医療を提供するため、インフォームド・コンセント※5の徹底を図る。</p> <p>③医薬品等に関する情報の的確な提供 医薬品の処方、投薬の安全性の確保に努めるとともに、医薬品情報検索システムの活用などにより、処方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を充実する。</p> <p>④患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者満足度を調査し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用など各種サービスの向上に努める。</p> <p>⑤診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。</p> <p>⑥診療支援システムの充実 適切で効率的な医療を提供するため、県立北病院への電子カルテの導入や既存システムの機能向上など、各種診療支援システムを充実する。</p> <p>⑦医療安全に関する情報の収集・分析</p>
<p>(3) 県民に信頼される医療の提供 県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供すること。</p> <p>※5 インフォームド・コンセント 患者が医師から治療法などを「十分に知られたうえで同意」すること。医師側が患者の権利を無視して自分たちの都合だけで医療を行うことのないようにと、欧米では1960年代に確立した概念。病気の説明と各種の治療法、治る確率や治療の問題点、危険性などに及ぶ。</p>	

中期目標・中期計画(素案)

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>※6 リスクマネージャー 医療にともなうリスク(危険)管理を行う者に対する総称。医療の高度化、複雑化に伴い現場において、「人間はミスを犯す者である」ことを前提に、個人では防止しきれない問題を組織全体の問題としてとらえ、組織的、系統的に対策を講じていく上で、中心的役割を果たす。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。 ※7 コメディカル職員 一般には医師を除いた医療従事者に対する総称。「コメディカルスタッフ」として「医師・看護師以外の医療従事者」とする事例もある。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担う医療従事者の育成に協力すること。</p> <p>※8 紹介率・逆紹介率 紹介率=(紹介状を持って来院した患者数+救急車で搬入した患者数)/初診患者数 逆紹介率=他の医療機関に対しての紹介状の数/初診患者数</p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立病院として、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。</p> <p>(2) 地域医療への支援 医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。 また、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内の公的医療機関の医師の確保・定着に協力すること。 さらに、県立病院に必要な医師の確保を図る中で、公的医療機関への支援に努めること。</p>	<p>ア リスクマネージャー※6の活用 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 イ 情報の共有化 チーム医療を推進する中、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における関係情報の共有化を図る。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を積極的に情報発信する。</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。</p> <p>3 医療に関する技術者の研修 医療技術者の研修の充実に取り組むとともに、他の医療機関との交流を進める。</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実 ① 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性を向上する。 ② 認定看護師等の資格取得促進 認定看護師等の資格取得を支援し、資格を取得しやすい環境を整える。 ③ コメディカル職員※7の研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などをを行い、コメディカル職員の研修を充実する。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 ① 地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とし、医療技術の向上に資する研修を実施する。 ② 研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象とし、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③ 医療従事者養成機関からの実習生受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などを目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p> <p>4 医療に関する地域への支援 地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立病院として、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療機関の医師との共同利用病床を整備するとともに、紹介率・逆紹介率※8の向上や登録医制度の普及に努めるなど、地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p> <p>(2) 地域医療への支援 ① 医療機器の共同利用 県立中央病院の施設・設備を活用し、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。 ② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 県立病院の機能を活かした研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医と専修医を増員し、本県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。 また、精神科に係る専修医の研修体制を新たに県立北病院に整備する。 ③ 公的医療機関の支援 県立病院の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の応援協力がしやすい仕組み作りを進める。</p>

中期目標・中期計画(素案)

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>(3) 社会的な要請への協力 ① 救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。 ② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 ③ 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p> <p>5 災害時における医療救護 県立病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ（災害発生時など多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急性度や重症度に応じて適切な処置等を行うために治療優先順位を決定すること）訓練など、実践的な訓練を定期的に行うとともに、災害発生時には、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においては、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を図るために、自律性、機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かして、業務運営の改善及び効率化に努めること。</p> <p>1 簡素で効率的な運営体制の構築 医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤の強化が図られる運営体制を構築すること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るために、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。</p> <p>4 事務部門の専門性の向上 診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することにより、専門性の向上を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活かし、業務の改善及び効率化に努める。</p> <p>1 簡素で効率的な運営体制の構築 (1) 病院機構内における適切な権限配分 効率的で効果的な管理運営を図るため、本部と病院との適切な権限配分を行う。 (2) 業務の集約化 薬品や診療材料の一括購入や、支払い事務の一元化等を行い、事務部門の集約化を進める。 (3) 経営企画機能の充実 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速的確に対応できる運営体制を整備するため、企画部門を集約化するとともに、患者サービスの向上や医療政策の動向への対応などの役割を担う医事部門を強化するなど、経営企画機能の充実を図る。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 (1) 弾力的な職員配置 医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、医師など医療従事者の弾力的な配置を進め、効果的、効率的な医療提供に努める。 (2) 外部委託の推進 不断の業務内容の見直しを進め、定型的な業務の外部委託を進める。</p> <p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 (1) 診療報酬請求の事務の強化 診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定へ迅速かつ適切に対応することができる人員体制を構築するとともに、レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するなど診療報酬請求事務の強化を図る。 (2) 料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金の定期的な見直しを行い、適正な料金の設定を図る。 (3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止する取り組みとともに、回収業務の専門家を活用し、早期回収に努める。 (4) 材料費の抑制 後発医薬品の採用や院外処方の推進等により材料費の抑制を図る。 (5) 多様な契約手法の活用 複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。</p> <p>4 事務部門の専門性の向上 事務職員の専門性を高めるため、病院経営に関する知識・経験を有する民間等の人材を活用するとともに、医療事務に精通したプロパー職員の採用など、専門性をもつ経営管理部門の職員を計画的に育成する。</p>

中期目標・中期計画(素案)

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 業務に携わる全ての者が、組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有する中で、病院経営に対する責任感や使命感を持って積極的に業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。</p>	<p>5 経営参画意識を高める組織文化の醸成</p> <p>(1) 経営改善の状況に応じたメリットシステムの導入 医療部門の財務状況を的確に把握するとともに、各部門の自発的な経営努力を促すため、経営改善の状況に応じてその成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用できることとするメリットシステムを導入する。</p> <p>(2) 経営関係情報の周知 経営関係情報について、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討する体制を整備する。</p>
<p>6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備 業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。</p>	<p>6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備</p> <p>(1) 職員満足度調査の実施 働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、定期的に職員満足度調査を実施する。</p> <p>(2) 資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を整備する。</p> <p>(3) 公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とすること。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」着実に実施することにより、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。</p> <p>1 予算 2 収支計画 3 資金計画</p>
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金・交付金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>
	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>
	<p>第7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、累積欠損金がある場合にはそれに充当し、ない場合又は充当してなお余りがある場合には病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>
	<p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていくよう法令や社会規範等を遵守すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>第9 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 県立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p>

中期目標・中期計画(素案)

中期目標（案）	中期計画（素案）
	<p>4 移行前の退職給付引当金に関する事項 移行前の退職給付引当金の額〇〇百万円については、移行時に〇〇百万円を計上し、残りの額は、平成22年から平成26年までの間で全額を計上する。</p>